# 旭川市立新町小学校学校いじめ防止基本方針



平成26年4月作成(令和4年4月改定)

# 【目 次】

は	じめ	に
は	じめ	ر

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事I	項 …	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
Ⅱ いじめの理解	•••	2
1 いじめの定義		
2 いじめの内容		
3 いじめの要因		
4 いじめの解消		
Ⅲ 学校が実施するいじめの防止等の取組	•••	3
1 新町小のいじめの実情及び令和4年度の目標(指標)		
2 児童が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置		4
4 いじめ防止の取組		5
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		6
・いじめ発見・見守りチェックシート	•••	7
• 主な相談窓口	•••	8
6 いじめの対処		9
7 いじめの解消		10
・早期発見・事案対処マニュアル		11
8 いじめの重大事態への対処		12
9 いじめ防止等に関する機関,保護者等との連携		13
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との選	捷携	
11 学校いじめ防止プログラム		14
Ⅳ その他の留意事項		16
1 学校評価		
2 校内研修の充実		
3 校務の効率化		
4 地域や家庭との連携		
【別紙資料】		
<別紙> (八)がの発見・観察ポイント(保護者用)		17

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ るおそれがあるものです。本校では、これまでも教職員が一丸となって、「いじめは人として決 して許されない行為」であること、また「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こるうる」 ということを踏まえ、「新町小学校いじめ防止基本方針」に則って取り組んできたところです。

また、児童会が中心となり「いじめ撲滅スローガン」を推進し、全校児童の「いじめを許さない」「見て見ぬふりをしない」「人が喜ぶような言葉を使う(人が嫌がる言葉遣いをしない)」という意識の高揚に努めてきました。

これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより 良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校 を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等の改訂を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を見直し修正したものを策定するとともに、学校いじめ対策組織を再設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が 安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わ ず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## Ⅱ いじめの理解

## 1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成 年後見人)をいう。

## 2 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団によ る無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 〇 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

## 3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- 〇 いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## 4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

## ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき

## Ⅲ 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 新町小のいじめの実情及び令和4年度の目標(指標)

【令和3年度の本校のいじめの実態】

- 「嫌な思いをしたことがある」と訴えがあった事案について指導対応をして、いじめの行為は止んでいる。
- 「嫌な思い」の態様について ・仲間はずれ、無視

〇児童アンケート・・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童 (99%)

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童 (4.4%)

#### 【令和4年度の目標】

いじめの未然防止に努めるとともに、「誰にも相談しない」児童O%、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」児童100%を目指す。また、アンケートを実施し、児童の実態を把握して改善を行っていく。

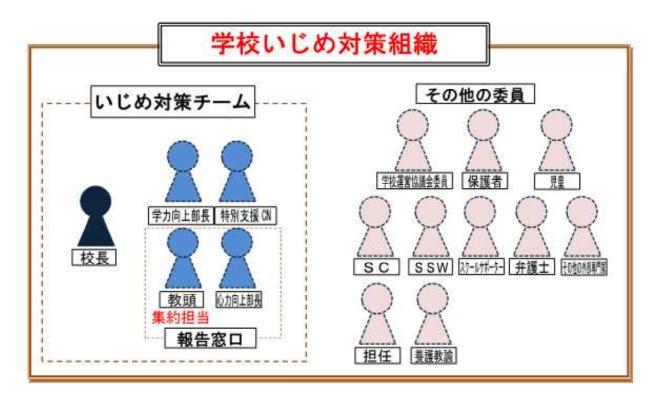
## 2 児童が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題を考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、「いじめ撲滅スローガン」を策定する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

## 3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成について



## (2) 学校いじめ対策組織の役割について

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため,支援内容・情報共有・教職 員の役割分担を含む対処プランを策定し,確実に実行する役割
- ⑥いじめを受けた児童に対する支援,いじめを行った児童にたいする指導,対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ①学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検, 見直しを行う役割

## 4 いじめ防止の取組

- (1) いじめの防止のための措置
  - ①いじめについての共通理解
    - ア) いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図ります。
    - イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。
  - ②いじめに向かわない態度・能力の育成
    - ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
    - イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操 を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育 てます。

## ③いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア)いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を 大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ④自己有用感\*1や自己肯定感\*2をはぐくむ指導の充実
  - ア)教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
  - イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫 に努めます。
  - ウ) 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進めます。
- ⑤児童自らがいじめの未然防止について考え, 取り組む指導の充実
  - ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心に進めます。
  - イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、 主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
  - ウ)児童が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
  - エ)中央中学校と連携し、児童会と生徒会の役員を中心に、小中が連携していじめについて考えます。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシート、教育相談の実施等により、 いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の 電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

## 【保護者の役割】

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

# いじめ発見・見守りチェックリスト

	年	組	記入者			【記入日	月	
次	この項目に該	<b>亥当する</b> り	見童がいる場	場合は、横に名前を記	載してく	ださい。		
	で に に に に に に に に に に に に に	席ど。の…そ,にが持…くられ掲す傷・で…に…ば体一変ち…(しや示るや早過…職…にの人わ物…さ,傷物。あ退ご…員…い不でっを…え合み等…ざ	が増売 を	えた。又は,すぐに係る の付近でよく見かける が多い。 が多い。 ない。 ない。 されたり,落書きされる。 する。	R健室に 3。又は 3。又は [ [ [ [ 		児童氏名	
	学習意欲れ 発言したり グループ グループ	つも遅れ が減退し ),褒めら 編成の際 を編成す	て入ってく たり, 忘れ られたりする に, 所属グ ると机を離	る。物が増えたりしている と冷やかしやからかいが ループが決まらず孤立 されたり避けられたり かったりする。	,。 がある。 ヹする。 ) する。		児童氏名	
	ゴミ捨てが 一人で下れ 一人で部 部活動を(	に一人だ など,人 校するこ 活動の準 休み始め	け離れて掃 の嫌がる仕 とが多い。 備や後片付 ,急に部活	除している。 事をいつもしている。  けをしている。 動を辞めたいなどと言	  い出す。		児童氏名	

## 主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
  - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.ip

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立新町小学校 電話0166-22-8317

カウンセラー担当(特別支援コーディネーター)もしくは教頭が対応します。

## 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに警察等関係機関と連携 し、適切な援助を求めます。
  - (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など外部専門家の協力 を得て対応します。
  - (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言
- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、 いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 〇 事実関係の確認後,当該保護者に連絡し,以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに,継続的な助言を行います。
  - (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。
  - (5)性に関わる事案への対応
- ○組織的にいじめてあるか否かの判断を行うと共に、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- ○対応するチームを編成し、児童に対して動静の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な 役割分担を行う。
- ○事案に応じてスクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに, 医療機関や警察等の関係 機関との連携を図る。
- ○チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。
  - (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応
- 〇学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう,教育委員会から対応への指導助 言を受け,該当学校との連携協力を行う。

#### 保護者の役割

○ 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を

守ることを第一に考え,「絶対に守る」という気持ちを伝え,安心させるとともに,児童の心情等を十分に理解し,対応するよう努めることが大切です。

○ 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないよう、児童を見守り支えることが大切です。

## 7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめ に係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が 心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ること を踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】	
<いじめの把握>	
	と徒や保護者
	前等学級担任以外の教職員
○ 生徒アンケート調査や教育相談	レカウンセラー(SC)
○ 学校以外の関係機関や地域住民 ○ その他	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
くいじめの報告>	
	→集約担当(教頭) →校長

## いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の	決定(いじめ対策組織会議)】
	め認知の判断
ロ「いじめ対処プラン」の作成(指導方	
ロ全教職員による共通理解 ロSC	や関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

000	周囲の生徒への指導	者への支援 〇 いじめを行った 〇 SCなどに 察,子ども総合相談センタ	よる心のケア
	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全の確保及び 再発を防止し、徹底して守 り通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 視するとともに、自尊感情	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、	□いじめを傍観したり,はやし立てたりする行為は許されないことや,発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え,いじめをなくすため,よりよ

- を高める等, 心のケアと支 いじめに向かうことのない い学級や集団をつくること 援に努める。 よう支援する。 の大切さを自覚させる。 □家庭訪問等により、その日 □迅速に事実関係を説明し, □いじめを受けた生徒及び保 のうちに迅速に事実関係を 家庭における指導を要請す 護者の意向を確認し、教育 説明する。 的配慮のもと, 個人情報に る。 家 口保護者と連携して以後の対 口今後の指導の方針及び具体 留意しながら, 必要に応じ 庭 的な手立て, 対処の取組に て今後の対応等について協 応を適切に行えるよう協力 ついて説明する。 を求めるとともに、継続的 力を求める。 な助言を行う。
  - いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

## 【再発防止に向けた取組】

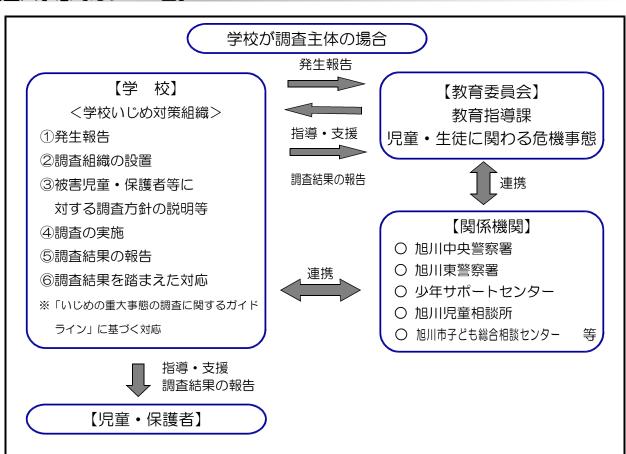
- 原因の詳細な分析
  - □事実の整理、指導方針の再確認
  - ロスクールカウンセラーなど外部 の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
  - 口生徒指導体制の点検・改善
  - □教育相談体制の強化
  - □児童生徒理解研修や事例研究 等, 実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改 善•充実
  - 口生徒の居場所づくり, 絆づくり など, 学年・学級経営の一層の
  - □道徳教育の充実等, 児童生徒の 豊かな心を育てる指導の工夫
  - 口分かる授業の展開や認め励まし 伸ばす指導, 自己有用感を高め る指導など,授業改善の取組
- 家庭、地域との連携強化
- 口教育方針やいじめ防止の取組等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開
- □学校評価を通じた学校運営協議 <u>会等によるいじめの問題の取組</u> 状況や達成状況の評価
- □生徒のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

## 8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な 方法で情報を提供します。

## 【重大事態対応フロー図】



## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は,関係機関や保護者,地域等と連携して,いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の 作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応します。(再掲)

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル 教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

### 保護者の役割

- 〇 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 〇 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しない ことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わ ないことなどを指導することが必要です。

	4月	5月	6月(強化月間)	7月	8月	9月
	○学校いじめ防止対策組 織会議 ・学校いじめ防止基本方針の 学校ホームページでの公開 ・児童(生徒),保護者への説 明内容の検討 ・組織の役割,事案への対処	○学校いじめ防止対策組織会議・いじめ撲滅宣言に向けての計画及び運営・アンケートの集計	〇学校いじめ防止対策組織会議 アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討・アンケート の分析		<ul><li>○学校いじめ防止対策組織会議</li><li>・道徳性検査等、各種調査の結果の分析</li></ul>	
教職員	○校内研修 -基本方針の内容の共通理解	○市主催「いじめ防止対策 研修会」への参加	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加 者からの環流報告		○「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加	○校内研修 ・旭川市生徒指導研究協議 会参加者からの環流報告
	〇学校ネットパトロール (毎月実施)	<b>,</b>	〇個人懇談(保護者)			
	〇生き生き生活週間 ・自分の生活を見つめる	○教育健康相談月間月間の 推進(児童全員との面談)	〇いじめ撲滅月間①			
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明  ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等  ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	〇児童アンケート調査①  〇地域クリーン活動  〇いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)  〇全校集会の実施・いじめ撲滅宣言 等		<ul><li>○各種調査の実施</li><li>・道徳性検査等</li></ul>	〇夏の挨拶運動(児童会)	〇いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)  〇地域クリーン活動 (ファミリー班)
家庭・地域	〇保護者懇談会(4月参観日全体説明) ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関  〇学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開  〇チェックリストの活用(通年)  〇いじめに関わる情報収集(通年)	〇5月参観日(懇談会) ・いじめ防止に関わる取り組みについて  〇学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針 等の説明	○個人懇談を通しての保護 者との連携	〇1学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより	地域行事 〇ふれあい祭り 〇「旭川市生徒指導研究協 議会」への保護者の参加呼 びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・後期の重点的な取組 ・いじめ撲滅月間の取組につい	〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・アンケート,教育相談の結果 を情報共有,対処検討	○学校いじめ防止対策組織 会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討		〇学校いじめ防止対策組 織会議 ・アンケート, 教育相談の結果 を情報共有, 対処検討	〇学校いじめ防止対策組織会議・学校評価等を踏まえた,学校いじめ防止基本方針等の見直し・新年度における学校いじめ防止
教職員	○校内研修 ・いのちの安全教育の授業の		〇学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検		○市主催「いじめ防止対策 研修会」への参加	〇小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
	〇いじめ撲滅月間②		〇全校道徳参観日(道徳・ ゲストにより特別授業)	〇ネット安全教室		〇校内研修 ・いじめ防止対策研修会参 加者からの環流報告
	〇教育健康相談月間月間 の推進				〇教育健康相談月間月間 の推進	
児	〇児童アンケート調査②	〇いじめ防止の理解を深める学 習(学級活動・道徳の時間)			○児童(生徒)アンケート 調査③	〇6年生を送る会
児童生徒		〇全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等			〇なかよし集会, なかよし タイム	
	○児童会主催による取組				〇児童会主催長縄大会 (学年)	<b>——</b>
			・ ○ もちつき大会		地域行事 ○新町雪あかり	○3学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより
家 庭 · 地			O2学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日等		〇学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 方針に関わる協議	・参観日 等
域			・多戦日 等  〇12月参観日(懇談会) ・2学期の取組について		〇学校関係者評価の実施 〇2月参観日(月末 懇談会) ・今年度の状況について	

## Ⅳ その他の留意事項

## 1 学校評価

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

## 2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等 に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや, 旭川市こども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し, 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

## 3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

## 4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに,年度始めの保護者懇談会等における説明により,家庭や地域に対して,いじめの問題の重要性について認識を広めます。また,学校だよりや学校ホームページ等を通じて,いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し,家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

## いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、 いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるな どと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の 様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

# 第1段階 観察しましょう 口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。 □兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。 口保護者への反発が強くなる。 口食欲がない。 口寝言などでうなされることがある。 口勉強が身に入ってないように見える。 口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。 口最近, よく物をなくす。 口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。 ロメールやブログ等を今まで以上に気にする。 口友達から呼び出される。 □頭痛,腹痛を訴え,登校を渋る。 口学校のノートや教科書を見せたがらない。(\*教科書への落書き、破れ) 口保護者の前で宿題をやろうとしない。(\*プリントへの落書き、破れ) 口学校行事に来ないでほしいと言う。 口学校からのプリントを見せない。 口放心状態でいることがよくある。 口何もしていない時間が多い。 口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。 □無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう
口「行ってきます」「ただいま」を言わない。
口気分の浮き沈みが激しい。
口兄弟姉妹にあたることが増える。
口理由もなくイライラする。
口食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
口成績やテスト結果が急に下がる。
口制服や衣服の汚れが顕著になる。
口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。
ロメールやブログ等を見ようとしない。
口いたずら電話がよくかかってくる。
口ちょっとした音に敏感になる。
口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
口学校や友達の話題を避けるようになる。
□持ち物への落書きがある。
口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
口原因不明の頭痛,腹痛,吐き気,食欲低下等の身体症状が見られる。
口登校を渋る。
□身体を見せたがらない。
口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

## 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 口急に誰かを罵ったりする。 口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。 口身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。 口身体にマジックによるいたずらがある。 □急に友達関係が変わる。 口友達から頻繁に呼び出される。 口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。 □悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。 口少年団活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。 口学校を転校したいと言い出す。
- □金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 口以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。
- 口日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。